

令和7年6月27日

会 員 各 位

安心・安全管理委員会
委員長 多田 聡

安全・衛生対策を徹底して事故のない快適なサービスを提供しましょう

今シーズンは、6月中旬から県内でも猛暑日を観測するなど、早くから熱中症や食中毒のリスクが高い状態が続いています。また、従業員の高齢化などもあり、これまで以上に、事業者の責任として、各職場の環境を整えることが求められています。これらは、お客様へのサービス品質の向上にもつながるものであり、以下を参考に積極的な取組を行ってください。

記

1 従業員の熱中症対策

厨房やボイラー室、野外など高温多湿な場所での作業や、お客様対応で動き回る事で、気付かぬうちに身体に負担がかかり、熱中症のリスクが高まります。熱中症は、めまいや立ちくらみ、頭痛、吐き気といった症状から始まり、放置すると重症化し命にも関わることもあります。以下の対策を徹底するとともに、誰もが意識して対策できる職場環境を整えましょう。

① 水分・塩分補給

工作中であっても、水分補給、塩分補給ができる職場環境づくりをしましょう。お客様のご理解も重要です。館内表示などへの明示で、従業員の体調管理に配慮している事を説明し、必要とする水分や塩分の補給に理解いただきましょう。

② 涼しい場所での休憩

休憩時間に、十分体を休めることができる涼しい環境を準備しましょう。また、体調の変化に気付いたときは、速やかに休憩させ経過を観察するとともに、必要に応じて医療機関で受診させ、重大事故を未然に防ぎましょう。

③ 服装の工夫

通気性がよく吸湿性のある服装や、必要に応じた冷却グッズの活用など、体温の上昇を抑制する対策を講じましょう。

④ 日々の体調管理

十分な睡眠と、食事で体調を整えること、体調に異変を感じたら我慢せず仲間に伝えることを従業員に徹底しましょう。

⑤ 従業員への声掛け・従業員同士の声掛け

互いに目を配り合い、異変に気付いたら「顔色が悪いよ」、「休憩しよう」などと声

を掛け、体調の確認をしましょう。特に不調時でも申し出にくい新人や外国の方には、積極的な声掛けによる、周りのサポートが重要です。

⑥ 緊急時の対応の見える化

緊急連絡先や対応のフローチャートを、オフィスや作業エリアの見えやすい場所に掲示するなど、万が一の場合にも迅速に対応できる環境を整えましょう。

2 食中毒の予防と対策

食中毒予防の基本三原則は「つけない」「増やさない」「やっつける」です。

特に、夏場のお弁当の提供は、お客様の保管方法や取り扱いにも注意が必要です。安全が確認できない場合は、事業者の責務として提供をお断りする事も重要です。

① つけない：菌を食品につけない

作業内容が変わるごとに十分な手洗いとアルコール消毒を徹底しましょう。また、調理器具・設備・施設の掃除と消毒をしっかり行い、常に衛生的な状態を保ちましょう。

原材料の鮮度や保管温度はこまめに監視、管理するとともに、二次感染予防にも保管時の密封などの基本的な対策を徹底しましょう。

従業員の健康管理に常に気を配り、体調に異常のある従業員は調理に従事させないなどの対策を徹底しましょう。

② 増やさない：菌を増やさない

温度管理を徹底し、温かい料理は 60℃以上、冷たい料理は 10℃以下を保つ工夫をしましょう。また、食材の保管も、食材に合わせて適切な状態を保ちましょう。

料理の作り置きはせず、提供直前に調理しましょう。また、室温で長時間放置せず、常に料理や食材の保管に気を付けましょう。

③ やっつける：菌を殺す

十分な加熱を徹底しましょう。特にノロウイルス対策では、85℃から 90℃で 90 秒以上の加熱が有効とされています。再加熱をする際も、全体を十分に温め直しましょう。また、野菜や果物は流水で十分に洗浄し、必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム液などで殺菌します。

菌を保有、媒介する害虫駆除作業を定期的にも実施することも重要です。

3 事故やケガの防止

高齢の従業員も増えていきます。体力や運動能力に応じた適切な措置を講じて、安心して安全に就労できる環境の整備は、事業者の責務です。

① 身体的負担の軽減と作業環境の改善

例えば、清掃作業では、かがむ作業が多い場所や高所など身体的負担の大きな部分を、体力や柔軟性のある若手の従業員が担当するなど、体力や身体能力に応じた負荷となるよう業務の細分化を行う等の工夫をしましょう。

浴室掃除での滑りにくい靴の着用義務や、薄暗い場所を無くし手すり等を設置するなど基本的な対策を確実にを行うとともに、重い器具の軽量化や台車などの補助具の導入、自動清掃機能のある設備の導入など作業の身体的負担の軽減でリスクを下げまし

よう。

② **従業員の健康管理と安全教育の強化**

従業員への転倒、火傷、落下など事故やヒヤリハット、年齢層の従業員に特有のリスクなど共有や、腰痛防止等の対策の研修など、安全教育を強化しましょう。また、異常確認時や事故発生時の対応手順や緊急連絡先の周知、非常時を想定した定期的な訓練も重要です。

③ **コミュニケーションと相談体制の構築**

働き甲斐を感じながらいい仕事をしてもらうために、若年層から高齢の従業員まで、それぞれの抱える不安や悩みの軽減、解消するための相談体制を構築するなど、心のサポートも重要です。

④ **働き方の柔軟性と制度設計**

従業員でも安心して長く働けるように、高齢の従業員や家族の介護など家庭への配慮が必要な従業員など、それぞれの事情に合わせることでできる制度面での配慮も検討しましょう。短時間勤務や週休3日など、働き方の選択肢を増やすとともに、シフト作成時にもそれぞれの事情に配慮することが重要です。

以上